



# 第74回 定時株主総会招集ご通知

開催  
日時

2022年6月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

開催  
場所

大阪市西区新町1丁目7番1号  
**当社本社4階会議室**  
※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議  
事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である  
取締役を除く。)6名選任の件

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後5時まで

株主総会当日も未だ新型コロナウイルス感染症が完全に終息していないことが見込まれます。感染防止のため、議決権につきましては書面(郵送)又はインターネット等による事前行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

## Contents

第74回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使の方法についてのご案内	5
株主総会参考書類	8
添付書類	
▶ 事業報告	15
▶ 連結計算書類	37
▶ 計算書類	39
▶ 監査報告書	41

**日本ピラー工業株式会社**

証券コード：6490

# 株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。また、感染拡大防止や社会システム安定のために日夜業務に取り組まれている医療及び行政等のご関係者の皆様に深い尊敬の念と感謝を申し上げます。

さて、第74回定時株主総会を2022年6月23日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社は激変する社会情勢と競争環境のなかで、来る創業100周年を見据え、さらなる企業価値向上とすべてのステークホルダーにとって、より良い企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長  
社長執行役員

岩波嘉信



## 日本ピラー工業の社是・経営理念

### 社是

---

# 品質第一 和衷協力 一步研究

### 経営理念

---

1. 住みよい地球と豊かな社会環境づくりに貢献します。
2. 独創的で高品質な製品を提供し、お客様にとってかけがえのない企業を目指します。
3. 法令・社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行います。

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。

また、事業環境の変化に迅速に対応し、省資源かつ安全でクリーンな地球環境づくりに貢献するとともに、法令や社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動に努め、豊かな地域社会の発展に貢献することを目指しております。

(証券コード：6490)

2022年5月31日

株 主 各 位

大阪市西区新町1丁目7番1号

**日本ピラー工業株式会社**

代表取締役社長 岩波嘉信

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り、事前に書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市西区新町1丁目7番1号 当社本社4階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査等委員会の第74期連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pillar.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している上記①及び②の事項となります。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pillar.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

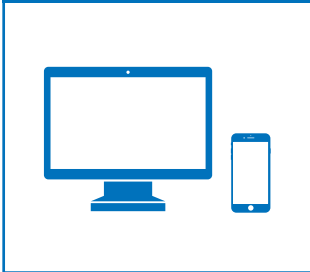
#### ＜本総会における新型コロナウイルス感染症への対応について＞

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に鑑み、ご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日までの感染状況を十分にご確認のうえ、ご自身の健康状態にかかわらず、ご出席を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日、ご来場の株主様におかれましては、マスクの常時着用など、感染防止にご配慮ください。また、アルコール消毒液による手指の消毒や検温など感染防止のための措置にご協力ください。
- ・当日、体調不良とお見受けされる株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主様の座席間隔を広くするため、座席数を大幅に減らしております。ご来場いただきましてもご入場いただけない場合がございます。
- ・運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.pillar.co.jp/>)に掲載させていただく予定です。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

## 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。8頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### インターネット等による 議決権行使の場合

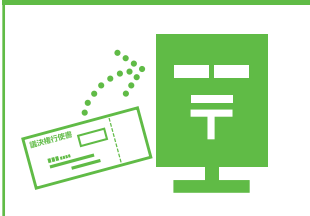


当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
詳細は6頁から7頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日) 午後5時受付分まで

### 郵送による 議決権行使の場合

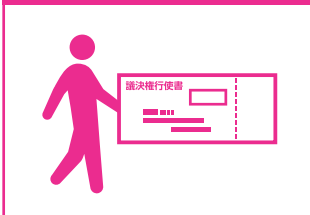


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日) 午後5時到着分まで

### 株主総会に ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月23日(木曜日) 午前10時

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 議決権行使期限

**2022年6月22日（水曜日）午後5時受付分まで**

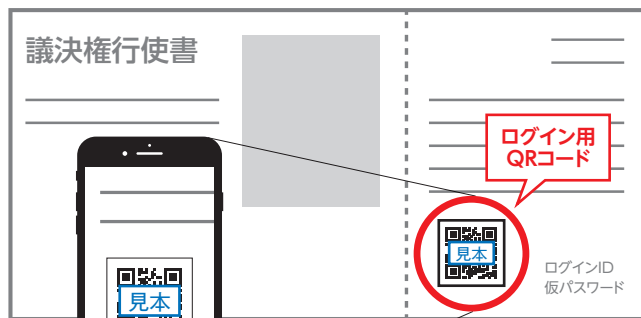
※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

## QRコードを読み取る方法



### スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。



議決権行使書用紙（右側）

同封の議決権行使書用紙（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

**※上記方法での議決権行使は1回に限ります。**

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

**2回目以降のログインの際は…**

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

次頁へ

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法



### パソコン・2回目以降の スマートフォンの場合

#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://evote.tr.mufig.jp/>

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ  
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定  
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

なお、本サイトは午前8時から午前10時までの間、保守・点検のため取扱いを停止させていただきますことをご承知ください。

「次の画面へ」をクリック

#### 2 お手元の議決権行使書用紙に記載された 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。  
(4桁区切りで入力してください)

ログインID  -  -  -  (半角)

パスワード  (半角)

または(仮)パスワード  **ログイン**

パスワードを要変更の場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

入力して「ログイン」をクリック

#### 3 現在のパスワードを入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力

現在のパスワード  (半角)

新しいパスワード  (半角)

新しいパスワード(確認用)  (半角) **送信**

>>>ご注意ください<>>  
新しいパスワードは6文字以上12文字以内で、英字、数字、記号の組み合わせで入力してください。

「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

## 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます (パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます)。

※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金、通信料金等) は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、第74期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき普通配当61円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金61円 総額1,442,278,327円

なお、中間配当金として1株につき45円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき106円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 [条文省略]</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>[新 設]</p>	<p>第1条～第14条 [現行どおり]</p> <p>[削 除]</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条～第37条 [条文省略]</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) [条文省略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第16条～第37条 [現行どおり]</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 [現行どおり]</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (2021年度)
1	いわ なみ きよ ひさ 岩 波 清 久 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	代表取締役会長	100% (7回/7回)
2	いわ なみ よし のぶ 岩 波 嘉 信 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	代表取締役社長 社長執行役員	100% (7回/7回)
3	ほし かわ いく お 星 川 郁 生 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	取締役 専務執行役員 技術・生産部門管掌、三田工場長	100% (7回/7回)
4	しゅく なみ かつ ひこ 宿 南 克 彦 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	取締役 専務執行役員 管理本部長、経営企画部長	100% (7回/7回)
5	すず き よし のり 鈴 木 吉 宣 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 0 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">独立</span>	社外取締役	100% (7回/7回)
6	こま わら じゅん いち 駒 村 純 一 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 0 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">独立</span>	社外取締役	100% (7回/7回)

- (注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.鈴木吉宣氏及び駒村純一氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、鈴木吉宣氏及び駒村純一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本議案において鈴木吉宣氏及び駒村純一氏の選任についてご承認いただいた場合には、本契約を継続する予定であります。
- 4.当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年8月に更新する予定であります。その契約の概要は、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- 5.当社は、鈴木吉宣氏及び駒村純一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	 <p data-bbox="258 409 471 485">           いわの きよ ひさ  <b>岩波清久</b>            (1948年12月14日生)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> </p>	<p data-bbox="511 182 898 429">           1978年 8月 当社入社            当社取締役            1985年 2月 当社常務取締役            1987年 8月 当社取締役副社長            1989年 6月 当社代表取締役社長            2007年 6月 当社社長執行役員            2020年 6月 <b>当社代表取締役会長</b> (現任)         </p>	738,634株
<p data-bbox="243 550 480 576">[取締役候補者とした理由]</p> <p data-bbox="243 583 1351 677">           岩波清久氏は、永年にわたり当社の代表取締役として当社グループの経営を担っており、そのリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営に関する高い見識、実績、能力、豊富な経験を勘案し、引き続き取締役候補者といいたしました。         </p>			
2	 <p data-bbox="258 923 471 999">           いわの よし のぶ  <b>岩波嘉信</b>            (1979年 9月 5日生)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> </p>	<p data-bbox="511 697 1029 919">           2010年 6月 当社入社            当社執行役員            2012年 6月 当社取締役            2014年 6月 当社常務執行役員            2018年 6月 当社専務執行役員            当社営業本部長            2020年 6月 <b>当社代表取締役社長 社長執行役員</b> (現任)         </p>	77,934株
<p data-bbox="243 1079 480 1105">[取締役候補者とした理由]</p> <p data-bbox="243 1112 1351 1170">           岩波嘉信氏は、当社の社長として強いリーダーシップを発揮し経営を担っており、国内外の営業部門における豊富な経験と幅広い見識及び経営全般に関する見識等を勘案し、引き続き取締役候補者といいたしました。         </p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 <p>ほし かわ いく お 星 川 郁 生 (1957年6月9日生)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p>	<p>2010年6月 当社執行役員 2014年6月 当社常務執行役員 2016年3月 当社三田工場長（現任） 2016年6月 当社取締役（現任） 当社技術・生産部門管掌（現任） 2018年4月 当社生産本部長 2018年6月 当社専務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 日本ピラーメキシコ株式会社代表取締役 滁州ピラー工業有限公司董事長</p>	25,583株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>星川郁生氏は、技術・生産部門管掌として近年の増産体制を確立するとともに、生産性向上での高い実績を勘案し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
4	 <p>しゅく なみ かつ ひこ 宿 南 克 彦 (1959年5月27日生)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p>	<p>2014年5月 当社入社 当社経営企画部長（現任） 2014年6月 当社取締役（現任） 当社執行役員 2016年6月 当社常務執行役員 2017年3月 当社安全保障貿易管理室長、情報システム部長 2018年6月 当社管理本部長（現任） 2020年6月 当社専務執行役員（現任）</p>	17,483株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>宿南克彦氏は、管理本部長として、主に経営企画、経理、総務、人事の分野でリーダーシップを発揮しており、十分な実績と過去からの経験による豊富な知見を勘案し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	 <p>すずき よしのり 鈴 木 吉 宣 (1952年4月27日生)</p> <p><span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span></p>	<p>1975年4月 立石電機株式会社(現 オムロン株式会社)入社  2003年6月 同社執行役員  2006年6月 同社執行役員常務  2013年4月 同社執行役員専務  2013年6月 同社専務取締役CFO  2014年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授(現任)  2014年6月 オムロン株式会社代表取締役副社長CFO  2019年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授</p>	3,000株
<p>[2021年度取締役会への出席状況 100%]  [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]  鈴木吉宣氏は、その経歴を通じて培われた事業法人の経営者としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しております。それらを活かし、独立した立場から当社経営を適切に監督していただくとともに、客観的かつ有益な助言・提言をしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。  なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p>			
6	 <p>こまむら じゅんいち 駒 村 純 一 (1950年5月3日生)</p> <p><span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span></p>	<p>1973年4月 三菱商事株式会社入社  1996年4月 同社イタリア及び英国事業投資先取締役  2003年8月 森下仁丹株式会社執行役員  2004年6月 同社取締役常務執行役員経営企画室長  2005年4月 同社専務取締役専務執行役員  2005年11月 同社代表取締役専務  2006年10月 同社代表取締役社長</p> <p>2012年3月 アンジェス株式会社社外取締役(現任)  2020年5月 東海物産株式会社社外取締役(現任)  2020年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) アンジェス株式会社社外取締役 東海物産株式会社社外取締役</p>	-
<p>[2021年度取締役会への出席状況 100%]  [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]  駒村純一氏は、その経歴を通じて培われた事業法人の経営者としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しております。それらを活かし、独立した立場から当社経営を適切に監督していただくとともに、客観的かつ有益な助言・提言をしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。  なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

以上

【ご参考】第3号議案が原案どおり承認されますと、本定時株主総会終了後の取締役の構成は以下のとおりであります。

なお、以下の一覧表は、各取締役が有するすべての知見を表すものではありません。

	氏名	社外	企業経営	生産・技術・開発	営業・販売	海外ビジネス	財務・会計	法務
取締役	岩波清久		●	●	●	●		
	岩波嘉信		●	●	●	●		
	星川郁生		●	●		●		
	宿南克彦		●				●	
	鈴木吉宣	●	●	●	●	●	●	
	駒村純一	●	●	●	●	●		
監査等委員 取締役	丸岡和広						●	
	高谷和光	●					●	
	小林京子	●						●

【ご参考】当社の「独立社外取締役の独立性判断基準」について

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレート・ガバナンス・コード（原則4-9）及び独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、監査等委員会の同意のもと、当社取締役会の承認により、「独立社外取締役の独立性判断基準」を制定しております。

当社は、当社の社外取締役又は社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲において調査した結果、次の諸項目の要件をすべて満たすと判断された場合に、社外取締役又は社外取締役候補者が十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 現に当社及び当社の関係会社（以下、併せて当社グループという）の業務執行者でなく、過去においても業務執行者であったことが一度もないこと
2. 監査等委員である社外取締役においては、当社グループの業務執行を伴わない取締役及び会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと
3. 以下の各項目に現在及び過去3年間において該当しないこと
  - (1) 当社グループの会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の重要な使用人（以下、取締役等という）の2親等以内の親族でない者
  - (2) 当社の大株主（10%以上の議決権を直接、間接的に保有している）又はその取締役等、もしくは当社グループが大株主となっている取締役等でないこと
  - (3) 当社グループの主要な取引先企業（当社グループとの取引において、支払額、受領額が、当社グループ又は取引先グループの実質連結売上高の2%以上を占めている企業）の取締役等でないこと
  - (4) 当社グループから当該年度において1,000万円以上の寄付を受けた者でないこと
  - (5) 当社グループから取締役、監査役報酬以外に、当該年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと
  - (6) 本人が取締役等として所属する企業と当社グループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと

以上



## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、経済活動に制約を受けるなど厳しい経営環境で推移し、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

また、世界経済においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響は続いており、米中貿易摩擦、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスク、半導体不足問題などにより、引き続き先行きの見えない状況にあります。

このような環境の中、電子機器関連事業においては、5G等の活用拡大及びDXの進展に伴う半導体需要の増加により、半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品が受注を伸ばし、売上高は前年同期比で大きく増加いたしました。

また、産業機器関連事業では、電力・エネルギー市場関連での一部の補修品需要及び半導体市場に関連する精密機械装置向け製品が好調に推移し、売上高は前年同期比で増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は406億70百万円（前期比34.7%増）となり、利益面では、営業利益は113億92百万円（前期比135.0%増）、経常利益は118億21百万円（前期比132.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、82億85百万円（前期比140.5%増）となりました。

#### 【事業別の概況】

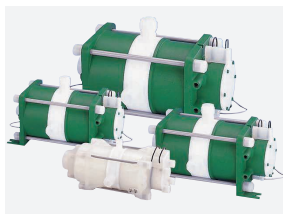
##### 電子機器関連事業（樹脂関連製品）

半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は、旺盛な半導体需要により国内、海外ともに販売が大きく増加いたしました。

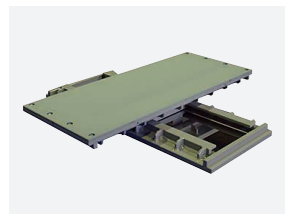
この結果、電子機器関連事業の売上高は304億10百万円（前期比47.3%増）、営業利益は97億37百万円（前期比135.8%増）となりました。



スーパー300タイプピラーフィッティング



スペラ300ペローズポンプ



ユニトン支承



### 産業機器関連事業（シール関連製品）

メカニカルシール製品は石油精製プラントや火力発電用製品が低調であったものの、補修品需要及び精密機械装置向け製品が好調に推移いたしました。また、グランドパッキン・ガスケット製品では自動車向け製品が低調であったものの、化学関連及び船用向け製品の販売が増加いたしました。

この結果、産業機器関連事業の売上高は101億46百万円（前期比7.1%増）、営業利益は15億89百万円（前期比130.0%増）となりました。



AR II シール



グランドパッキン



うず巻形ガスケット

### その他部門（不動産賃貸業等）

その他部門の売上高は1億14百万円（前期比36.4%増）、営業利益は65百万円（前期比145.9%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は9億41百万円（設備稼働ベース）であり、その主なものは、生産設備の新設及び維持更新によるものであります。資金調達におきましては、自己資金により充當いたしました。

### (3) 対処すべき課題

#### ① 持続的成長に向けた取組み

- (a) 電子機器関連事業の継手・ポンプなどは、半導体の生産に使用される設備・インフラにおいて必要不可欠な部品です。デジタルトランスフォーメーション（DX）や新型コロナウイルス感染症によるテレワークの広がりなど、半導体の社会的重要性は急激に高まっています。この需要拡大に追従すべく、これまでに先行で導入した設備も活用し、安定的に製品を供給できる体制を構築しております。また、さらなる需要の拡大に備え、福知山第2工場立ち上げ等積極的な設備投資を継続してまいります。
- (b) 産業機器関連事業に関わる一部の市場においては、環境志向が高まり、脱炭素社会やカーボンニュートラルの実現が国家や市場の目標となっています。当社は高性能シール製品を市場に供給することで、環境負荷物質の漏洩を防ぎ、引き続き地球環境に貢献してまいります。また、環境性能が高く新たな技術が求められる水素などの新エネルギー分野においても積極的に当社製品を投入し、差別化を図ってまいります。
- (c) イノベーションによる価値創造も実践してまいります。新技術や新製品の開発プロセスにおいても、産学官連携や機械学習などIT技術を今まで以上に活用し、質・量・スピードを向上させてまいります。また、既存の開発リソースに加え、現在計画中の技術開発センターを活用し、産業機器関連事業及び電子機器関連事業において、技術開発を積極的に進めてまいります。

#### ② 人材に関する取組み

当社グループにとって「人材」は最も大切にしている財産であり、継続して「人材」のチカラを向上させていかなければ、持続的成長は実現できません。当社グループでは、階層別研修をはじめとした社内研修をニーズに即した形で充実させるとともに、外部教育機関との連携、派遣による専門スキルの充実化を行っています。また、昨今広がりを見せているIT・DX教育の推進を行う一方で、基本技術に係るノウハウの伝承を行うことで新しい知識と歴史ある知識の融合を図っています。

さらに、グローバル市場の拡大とともに当社グループの成長にとって必要不可欠となる国籍・年齢・性別を問わない優秀な人材の確保と、現地ローカル社員を含めたグローバル人材の育成に力を入れてまいります。

#### ③ ESG/SDGsに関する取組み

「流体の漏れを止める技術」を用いて省エネや環境保全に貢献する当社グループの事業は、ESG/SDGsとの親和性が高いものです。

中期経営計画「BTvision22」において、ESG/SDGs経営のさらなる強化を図るべく、ESG/SDGsの各テーマに合致した取組み目標を掲げています。具体的には、流体の漏れを防ぐ製品の開発・普及によって地球環境の保全と省資源に貢献するだけでなく、自社製品の製造に関わる材料の調達から製品の供給までに発生する環境負荷物質とエネルギー消費量の削減に努めています。

当社グループは「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による提言への賛同を表明いたしました。本提言に基づき、気候変動に関連するリスクと機会の管理や評価を行い、適切な情報開示を行っていくとともに、気候変動の緩和・適応に資する技術開発、製品供給を通じて、市場・社会の脱炭素化及び気候変動に対する強靱性の向上に貢献してまいります。また、コーポレート・ガバナンスの観点においては、各種委員会を設置し透明性の高い経営を行うとともに、積極的な情報開示に努めてまいります。

当社グループは引き続き、ESG/SDGs経営を社会貢献と当社の成長を両立できるチャンスとして捉え、目標達成のため積極的に活動してまいります。

【ご参考】

■長期経営ビジョン

当社グループは創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として独自の製品やサービスを提供し、環境（Clean）、安全（Safety）、最先端技術の創出（Frontier）に関わる社会課題の解決にチャレンジしつづけてきました。

近年、当社グループを取り巻く事業環境は、これまでに経験の無いスピードで変化をし続けています。

この急速な変革のなかで当社グループは、社是である「品質第一 和衷協力 一歩研究」の精神で、なお一層、お客様に喜んでいただける製品の提供を心掛けるとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

Good to **Better**  
Better to the Best

全てのステークホルダーにとって  
ベストなピラーを追い求め、  
ベターをひとつひとつ積み重ねてゆく

■中期経営ビジョン

当社グループは、2024年に創業100周年を迎えます。創業100周年に向け、さらなる競争力の強化と企業価値の向上の礎とするため、2020年4月に中期経営計画「BTvision22(ブレイクスルービジョンニーマー)」をスタートさせました。

中期経営計画「BTvision22」は、

- ① 「事業基盤の拡充」
  - ② 「グローバル化の深耕」
  - ③ 「新事業の創出」
  - ④ 「ESG/SDGs経営の推進」
  - ⑤ 「財務戦略」
- の5つを基本方針としています。



2022年度が最終年度となりますが、デジタルトランスフォーメーション（DX）や5Gの進展により、半導体需要が拡大傾向であることから、最終年度の売上高等の業績目標を上方修正いたしました。修正後の中期経営計画に掲げている各目標を達成し、さらなる競争力の強化と企業価値の向上を実現いたします。

■連結業績（実績・計画）

	2021年3月期		2022年3月期		2023年3月期	
	実績		実績		最終年度計画	
	百万円		百万円		百万円	
売上高	30,200		40,670		44,000	
営業利益 (同 率)	4,847 (16.1%)		11,392 (28.0%)		11,800 (26.8%)	
ROE	7.8%		16.8%		8.0%以上	
配当性向	34.6%		30.3%		30.0%以上	

#### (4) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第 71 期	2019年度 第 72 期	2020年度 第 73 期	2021年度 第 74 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	30,963	29,213	30,200	40,670
経 常 利 益 (百万円)	5,227	3,725	5,094	11,821
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,719	2,635	3,445	8,285
1 株当たり当期純利益 (円)	152.13	108.57	144.66	350.47
総 資 産 (百万円)	52,972	53,190	54,949	64,991
純 資 産 (百万円)	42,169	43,010	45,776	52,658
1 株当たり純資産額 (円)	1,724.93	1,781.16	1,937.02	2,227.16

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を2018年度の期首から適用しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ピラーサービス販売株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
中部ピラーサービス販売株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の販売
東京ピラー株式会社	10	100.0	〃
北陸ピラー株式会社	40	100.0	流体制御関連機器製品の販売、 不動産の賃貸
関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社	30	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
ピラーエンジニアリングサービス株式会社	10	100.0	〃
山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社	30	100.0	〃
エヌパイ工業株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の製造
日本ピラー精密株式会社	36	100.0	〃
台湾ピラー工業株式会社	61,000千台湾ドル	100.0	流体制御関連機器製品の製造及び販売
日本ピラーシンガポール株式会社	673千USドル	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
日本ピラーアメリカ株式会社	800千USドル	100.0	流体制御関連機器製品の製造・販売及び補修
上海ピラートレーディング有限公司	1,932千人民币	100.0	流体制御関連機器製品の販売
日本ピラーメキシコ株式会社	100,000千メキシコペソ	99.0	流体制御関連機器製品の製造
日本ピラーヨーロッパ株式会社	1,000千ユーロ	100.0	流体制御関連機器製品の販売
滁州ピラー工業有限公司	71,828千人民币	100.0	流体制御関連機器製品の製造

(注) 1.非連結子会社であった日本ピラーヨーロッパ株式会社と滁州ピラー工業有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めたことから、重要な子会社に追加しております。  
 2.連結子会社であった蘇州ピラー工業有限公司は、清算手続き中であり重要性がないため、当連結会計年度より連結の範囲から除外したことから、重要な子会社から除外しております。  
 3.山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社は、2022年4月1日付で北陸ピラー株式会社の販売事業を吸収分割により承継するとともに、ピラーサービス販売株式会社、中部ピラーサービス販売株式会社、東京ピラー株式会社、関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社、ピラーエンジニアリングサービス株式会社を吸収合併し、同日付で商号を株式会社ピラーシールソリューションズに変更しております。また、北陸ピラー株式会社は、同日付で商号をエヌパイ不動産株式会社に変更し、不動産事業を継続しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、メカニカルシール製品、グランドパッキン・ガスケット製品及びピラフロン製品（ふっ素樹脂製品）を主力とした流体制御関連機器製品の製造販売を行っております。これらの製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、自動車、化学、船舶、土木建築、食品、医薬品などの幅広い産業分野の重要機能部品として不可欠であり、得意先は産業界の広範囲にわたっています。また、その他として不動産賃貸業、保険代理業等を行っております。

主要な製品及び用途は次のとおりであります。

製 品	用 途
メカニカルシール製品	電力、石油精製・石油化学、化学、船舶、食品ほか
グランドパッキン・ガスケット製品	電力、石油、自動車、化学、船舶、食品ほか
ピラフロン製品	半導体・液晶、土木建築、化学、医薬品ほか

## (7) 主要な営業所及び工場

- ① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	大阪市西区	
支 店	東京支店（東京都千代田区）	横浜支店（神奈川県横浜市）
	名古屋支店（愛知県名古屋市）	京都支店（滋賀県彦根市）
	大阪支店（大阪府大阪市）	神戸支店（兵庫県明石市）
	広島支店（広島県広島市）	九州支店（熊本県合志市）
工 場	三田工場（兵庫県三田市）	福知山事業所（京都府福知山市）
	九州工場（熊本県合志市）	

- ② 重要な子会社の事業所

ピラーサービス販売株式会社（大阪府堺市）  
 中部ピラーサービス販売株式会社（愛知県名古屋市）  
 東京ピラー株式会社（神奈川県川崎市）  
 北陸ピラー株式会社（滋賀県彦根市）  
 関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社（千葉県市原市）  
 ピラーエンジニアリングサービス株式会社（岡山県倉敷市）  
 山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社（山口県周南市）  
 エヌパイ工業株式会社（兵庫県加東市）  
 日本ピラー精密株式会社（兵庫県加東市）  
 台湾ピラー工業株式会社（台湾）  
 日本ピラーシンガポール株式会社（シンガポール）  
 日本ピラーアメリカ株式会社（アメリカ）  
 上海ピラートレーディング有限公司（中国）  
 日本ピラーメキシコ株式会社（メキシコ）  
 日本ピラーヨーロッパ株式会社（ドイツ）  
 滁州ピラー工業有限公司（中国）

## (8) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
832 (178) 名	増73 (増3) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
551 (136) 名	増10 (減13) 名	40.2 歳	15.6 年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	100
明治安田生命保険相互会社	100

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 25,042,406株  
 (3) 株主数 12,498名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,191	13.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,835	7.76
日本ピラー工業取引先持株会	1,184	5.01
有限会社ロックウェーブ	1,020	4.32
岩波清久	738	3.12
明治安田生命保険相互会社	700	2.96
株式会社三井住友銀行	692	2.93
株式会社みずほ銀行	592	2.51
H A Y A T	314	1.33
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	294	1.25

(注) 1.当社は、自己株式を1,398,499株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区 分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	当社普通株式 11,654株	4名
取締役 (監査等委員)	—	—
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩 波 清 久	
代表取締役社長 社長執行役員	岩 波 嘉 信	
取 締 役 専務執行役員	星 川 郁 生	技術・生産部門管掌、三田工場長 日本ピラーメキシコ株式会社代表取締役 滁州ピラー工業有限公司董事長
取 締 役 専務執行役員	宿 南 克 彦	管理本部長、経営企画部長
取 締 役	鈴 木 吉 宣	同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授
取 締 役	駒 村 純 一	アンジェス株式会社社外取締役 東海物産株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	丸 岡 和 広	
取 締 役 (監査等委員)	高 谷 和 光	公認会計士、税理士、ネクサス監査法人代表社員 株式会社ヒラノテクシード社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	小 林 京 子	弁護士、弁護士法人色川法律事務所パートナー 川上塗料株式会社社外監査役 三菱ロジスネクスト株式会社社外取締役

- (注) 1.取締役鈴木吉宣、駒村純一及び取締役(監査等委員)高谷和光、小林京子の各氏は、社外取締役であります。  
 2.2021年6月24日開催の第73回定時株主総会において、新たに小林京子氏は取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。  
 3.2021年6月24日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)森 恵一氏は、任期満了により、退任いたしました。  
 4.監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、内部監査部門、会計監査人等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、丸岡和広氏を常勤の監査等委員として選定しております。  
 5.取締役(監査等委員)高谷和光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。  
 6.当社は、取締役鈴木吉宣、駒村純一及び取締役(監査等委員)高谷和光、小林京子の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 7.当社は、執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在の取締役兼務執行役員3名を除く執行役員は次の6名であります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	大 宮 潤 治	営業本部長、営業3部長、海外事業部長
常 務 執 行 役 員	山 内 定 光	免震事業部担当、プロセス部担当
執 行 役 員	宮 本 正 樹	営業本部副本部長、営業1部長、営業技術部長
執 行 役 員	和 田 正 人	技術本部長
執 行 役 員	進 元 広 志	生産技術本部長、三田生産技術部長、福知山事業所長
執 行 役 員	芝 池 雅 樹	生産本部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役、執行役員及び国内海外子会社の取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分を含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	158 ( 8)	71 ( 8)	61 (一)	24 (一)	6 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10 ( 6)	10 ( 6)	—	—	4 (3)

(注) 1.取締役 (監査等委員を除く) の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.取締役 (監査等委員) の支給額には、2021年6月24日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した1名 (社外取締役1名) を含んでおります。

## ② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、上位役位ほど報酬に占める業績割合を高く設定しております。報酬の内訳としては、短期業績に連動する部分と中長期業績に連動する部分で構成し、短期業績に連動する部分は上位役位ほど高く設定し、中長期業績に連動する部分は全役位を通じて一定としております。

業績連動報酬のうち、短期業績に使用する指標は、事業規模指標である連結売上高、持続的な企業価値向上指標として連結営業利益、ROEそれぞれにつき、各役位に応じウエイト付けし前年との比較で評価しております。2021年3月期の実績は、連結売上高は3.4%増、連結営業利益は31.6%増、ROEは25.8%増となりました。

業績連動報酬のうち、中長期業績に使用する指標は、中長期経営計画で掲げている重要テーマを基に都度決定しており、現行の中期経営計画では、売上高、海外売上比率、新製品売上比率、生産性向上率の4指標について目標への達成度で評価しております。2021年3月期の実績は、売上高は90.8%、海外売上比率は103.8%、新製品売上比率は65.8%、生産性向上率は92.9%となりました。

## ③ 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度に基づき、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、役位に応じ固定金額とし、毎年取締役会における株式の割当決議前日の株価にて算定した株数を付与いたします。その交付状況は、対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）4名に対して、2021年7月21日に自己株式の処分を行い、普通株式11,654株を割当てております。

## ④ 取締役の報酬等の定めに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の第69回定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、2020年6月25日開催の第72回定時株主総会において年額50百万円以内、普通株式の総数は年50,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の第69回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑤ 報酬等の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬等は、業績や企業価値との連動を勘案し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職務に応じた適正な報酬水準、報酬体系としております。

金銭報酬としての各取締役の報酬等は、月額固定としておりますが、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、その内訳は固定報酬と業績連動報酬に分け、役位、職責、在任年数に応じ、当社の業績や従業員給与水準も参考に総合的に勘案して決定しております。また、固定報酬は、役位に応じ50%から60%の範囲とし、上位役位ほど固定報酬部分割合が低くなる設定にしております。社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、その役割を考慮し、固定報酬のみとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等については、独立社外取締役が過半数を占める任意の委員会である報酬諮問委員会で審議されたうえで、報酬諮問委員会からの答申を受けた取締役会から一任された代表取締役会長である岩波清久が答申内容を最大限尊重し決定しております。代表取締役会長に委任した理由は、永年にわたり当社の代表取締役として当社グループの経営を担っており、当社全体の業績等を総合的に勘案し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外取締役が過半数を占める任意の委員会の審議を経て決定されていることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

取締役会は、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等が決定されていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員の協議によって決定しております。

当社の当事業年度における報酬等の額の決定については、2021年6月の取締役会において、固定報酬及び業績連動報酬として2021年7月から2022年6月分の月額報酬を決議し、株式報酬として付与株式の数を決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当該他の法人等との関係
取締役	鈴木 吉宣	同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授	重要な取引その他の関係はありません。
取締役	駒村 純一	アンジェス株式会社社外取締役 東海物産株式会社社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	高谷 和光	ネクサス監査法人代表社員 株式会社ヒラノテクシード社外取締役(監査等委員)	重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	小林 京子	弁護士法人色川法律事務所パートナー 川上塗料株式会社社外監査役 三菱ロジスネクスト株式会社社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鈴木 吉宣	当事業年度開催の取締役会7回すべてに出席し、必要に応じ、主に事業法人の経営者として培った豊富な知識と経験から、議案・審議等に有益な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	駒村 純一	当事業年度開催の取締役会7回すべてに出席し、必要に応じ、主に事業法人の経営者として培った豊富な知識と経験から、議案・審議等に有益な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である指名諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	高谷 和光	当事業年度開催の取締役会7回すべてに、また、監査等委員会11回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等に有益な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	小林 京子	監査等委員である取締役就任後開催の取締役会6回すべてに、また、監査等委員会7回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等に有益な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である指名諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算定根拠について確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
- 3.当社の重要な子会社のうち、台湾ピラー工業株式会社、日本ピラーシンガポール株式会社、日本ピラーアメリカ株式会社、上海ピラートレーディング有限公司、日本ピラーメキシコ株式会社、日本ピラーヨーロッパ株式会社、滁州ピラー工業有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、非監査業務である「国内子会社の再編に関する支援業務」、「財務デューデリジェンス業務」並びに「マネジメントブック作成支援業務」を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムの基本方針）につき、以下のとおり決議しております。

### (1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員を構成メンバーとする「企業倫理委員会」「CSR委員会」を設置し、法令・定款及び社内規程の遵守・徹底を図っております。取締役、執行役員及び使用人には、「コンプライアンス規程」に基づき必要に応じて社内研修会を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。また、社内（当社グループ会社を含む。）の不正行為等に関する社員からの通報又は相談に対応するため、通報者には不利益を及ぼさないことを保障した「内部通報規程」を定めております。
- ② 取締役、執行役員及び使用人一人ひとりが法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための規範として「グループ行動指針」を定め、イントラネット上で、その周知徹底を図っております。
- ③ 当社及び当社グループ会社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務づけられた書類及び重要な書類については、「文書管理規程」などの社内規程に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しを行うものとしております。

### (3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括するため、「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、事業活動に係るリスクについて、その迅速な対応を行うことを目的として、当社及び当社グループ会社が共有する「危機管理規程」を定め、同規程に基づいたリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、社長の指名を受けた者を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめるための体制を立ち上げ、迅速な対応にあたることにしております。また、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示委員会」を設置し、適時適切な情報開示を行う体制を構築しております。

#### **(4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、取締役会を経営方針、重要事項等の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけ、取締役会が決定した経営方針等に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度により、効率的な執行体制を確保いたします。また、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を目的とした執行役員が出席する経営会議を定期的開催しております。
- ② 当社は、取締役の指名及び報酬等の決定に係る客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。
- ③ 当社及び当社グループ会社は、取締役会を定例的に開催し、また必要に応じて臨時に開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- ④ 「取締役会規程」「執行役員規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

#### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づく決裁及び報告による子会社経営の管理を行うものとしておりますが、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、当社及び当社グループ会社の内部監査を定期的実施しております。
- ② 当社の「グループ行動指針」は、当社グループ会社すべてに適応する行動指針として位置づけ、当社が作成した当社のイントラネット上での閲覧を整備し、法令、社内規程、社会通念等遵守の周知徹底を図っております。

#### **(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人は配置していませんが、必要に応じて内部監査室が補助業務を行う体制をとるものとしております。また、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置する場合は、その任命・異動等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換のうえ決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保いたします。当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の職務の補助に従事するものとします。



**(7) 当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報告及び情報提供を行っております。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議等主要会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧等により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
- ③ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、周知徹底を図っております。

**(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、緊密な連携をとっております。
- ② 当社は、監査等委員会がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制**

- ① 「グループ行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係をもたず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを基本方針としております。
- ② 「民事介入暴力対策規程」を定め、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署及び責任者を整備しております。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「グループ行動指針」に基づき、全役職員が法令、社内規程、社会通念等を遵守するよう各種会議や社内教育を実施するほか、全役職員に携帯カードを配付して周知徹底しております。また、「内部通報規程」において、社内外に内部通報窓口を定め、適切に運用を行っております。社外の内部通報窓口を顧問弁護士とし、その連絡先は、社内イントラネットに掲載し周知徹底しております。

### (2) リスク管理

事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、危機管理全体を統括するため「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理体制の強化を推進しております。また、リスクの顕在化時に生じる損失又は不利益を最小限に留めるためBCP（事業継続計画）を整備しております。

### (3) 取締役の職務の執行

当事業年度では取締役会を7回開催し、経営方針や業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、取締役が担当する業務執行報告を行い、その妥当性及び効率性の監督を行っております。また、取締役会議事録についても正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

執行役員が出席する経営会議を原則月1回開催し、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を行っております。

### (4) 監査等委員会の職務の執行

当事業年度では監査等委員会を11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査等委員は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議、その他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る部門が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、代表取締役社長及び内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2020年6月25日開催の第72回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。本プランの概要は以下のとおりであります。

### (1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様が判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えております。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。また、創業以来脈々と受け継がれてきた社は「品質第一」「和衷協力」「一歩研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をととして当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

このような考えのもと、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、2023年3月までの3事業年度に関する中期経営計画「BTvision22(ブレイクスルービジョンニーニー)」を2020年4月からスタートさせています。本計画は「事業基盤の拡充」「グローバル化の深耕」「新事業の創出」「E S G / S D G s 経営の推進」「財務戦略」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

#### ① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及び

その特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### ② 意向表明書及び必要情報、取締役会評価期間

大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)には、(a)当社取締役会に対して、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(「意向表明書」といいます。)の提出及び買付内容等の評価・検討等に必要かつ十分な情報の提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間の確保を要請いたします。当社取締役会は、評価期間内において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提出された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ③ 独立委員会の勧告等

独立社外者(現時点においては社外取締役4名)から構成される独立委員会は、上記取締役会の評価期間内に、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告をします。ただし、買付者等による大規模買付行為が専ら買付者等の短期的な利益のみを目的とするものである等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告することがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

#### ④ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会からの勧告を受けた後速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。当社取締役会は、当該株主総会の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランにおける対抗措置の具体的内容としては、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとし、当該決議を行った場合速やかに当該決議の概要その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑤ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間です。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されたこととなります。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されたこととなります。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しており、かつ企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)で記載のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されるものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえ継続されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役又は社外の有識者から選任された委員によって構成される独立委員会が設置されており、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、有効期限が最長3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めるという基本方針のもと、配当性向30%以上を目標として実施してまいります。

内部留保金につきましては、企業競争力の強化や容容拡大に向け、中長期的な設備投資、研究開発投資、その他事業拡大や株主還元などを総合的に勘案し有効活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>38,050</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,113</b>
現金及び預金	21,165	支払手形及び買掛金	3,728
受取手形	1,418	短期借入金	250
売掛金	7,638	未払金	1,109
電子記録債権	3,953	未払法人税等	2,974
商品及び製品	912	賞与引当金	856
仕掛品	1,698	資産除去債務	117
原材料及び貯蔵品	918	その他	1,078
その他	347	<b>固定負債</b>	<b>2,219</b>
貸倒引当金	△2	長期借入金	100
<b>固定資産</b>	<b>26,941</b>	繰延税金負債	135
<b>有形固定資産</b>	<b>20,272</b>	退職給付に係る負債	1,596
建物及び構築物	12,452	資産除去債務	158
機械装置及び運搬具	2,258	その他	228
土地	4,773	<b>負債合計</b>	<b>12,333</b>
建設仮勘定	503	<b>純資産の部</b>	
その他	285	<b>株主資本</b>	<b>49,739</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>222</b>	資本金	4,966
ソフトウェア	203	資本剰余金	5,208
電話加入権	13	利益剰余金	41,137
その他	6	自己株式	△1,572
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,446</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,919</b>
投資有価証券	5,490	その他有価証券評価差額金	2,381
退職給付に係る資産	369	為替換算調整勘定	468
繰延税金資産	129	退職給付に係る調整累計額	68
その他	476	<b>純資産合計</b>	<b>52,658</b>
貸倒引当金	△18	<b>負債純資産合計</b>	<b>64,991</b>
<b>資産合計</b>	<b>64,991</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		40,670
売上原価		23,156
<b>売上総利益</b>		<b>17,514</b>
販売費及び一般管理費		6,121
<b>営業利益</b>		<b>11,392</b>
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	80	
為替差益	290	
仕入割引	31	
その他の	35	442
営業外費用		
支払利息	4	
固定資産処分損	6	
その他の	3	14
<b>経常利益</b>		<b>11,821</b>
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	1	3
特別損失		
投資有価証券売却損	2	2
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>11,822</b>
法人税、住民税及び事業税	3,627	
法人税等調整額	△90	3,536
<b>当期純利益</b>		<b>8,285</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>8,285</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>31,828</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,672</b>
現金及び預金	15,292	支払手形	23
受取手形	1,278	買掛金	3,719
売掛金	8,398	短期借入金	250
電子記録債権	3,876	リース債	7
商品及び製品	595	未払金	1,086
仕掛品	1,381	未払費用	175
原材料及び貯蔵品	670	未払法人税等	2,756
前払費用	30	預り金	33
その他	306	賞与引当金	764
<b>固定資産</b>	<b>26,473</b>	資産除去債	117
<b>有形固定資産</b>	<b>16,047</b>	その他	737
建物	9,733	<b>固定負債</b>	<b>1,954</b>
構築物	237	長期借入金	100
機械及び装置	1,612	繰延税金負債	10
車両運搬具	24	リース債	7
工具、器具及び備品	208	退職給付引当金	1,531
土地	3,782	資産除去債	123
リース資産	14	その他	181
建設仮勘定	433	<b>負債合計</b>	<b>11,626</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>210</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	193	<b>株主資本</b>	<b>44,310</b>
電話加入権	10	資本金	4,966
その他	6	資本剰余金	5,208
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,215</b>	資本準備金	4,731
投資有価証券	4,606	その他資本剰余金	477
関係会社株式	2,495	<b>利益剰余金</b>	<b>35,708</b>
関係会社出資金	1,379	利益準備金	436
関係会社長期貸付金	1,205	その他利益剰余金	35,272
長期前払費用	26	固定資産圧縮積立金	9
前払年金費用	287	別途積立金	3,541
その他	234	繰越利益剰余金	31,721
貸倒引当金	△18	<b>自己株式</b>	<b>△1,572</b>
<b>資産合計</b>	<b>58,302</b>	評価・換算差額等	2,365
		その他有価証券評価差額金	2,365
		<b>純資産合計</b>	<b>46,676</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>58,302</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		38,207
売上原価		23,113
<b>売上総利益</b>		<b>15,093</b>
販売費及び一般管理費		5,050
<b>営業利益</b>		<b>10,042</b>
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	149	
為替差益	331	
その他	66	569
営業外費用		
支払利息	2	
固定資産処分損	4	
その他	1	8
<b>経常利益</b>		<b>10,604</b>
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	1	4
特別損失		
投資有価証券売却損	2	2
<b>税引前当期純利益</b>		<b>10,606</b>
法人税、住民税及び事業税	3,222	
法人税等調整額	△82	3,140
<b>当期純利益</b>		<b>7,465</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

日本ピラー工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃原 一也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳雄  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピラー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

日本ビラー工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ビラー工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査の方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場、支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて当該子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、事業の報告を受けました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

日本ピラー工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 丸 岡 和 広 ㊟

監 査 等 委 員 高 谷 和 光 ㊟

監 査 等 委 員 小 林 京 子 ㊟

(注) 監査等委員高谷和光及び小林京子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会場

大阪市西区新町1丁目7番1号

**日本ピラー工業株式会社** 本社4階会議室

TEL (06) 7166-8281 (代表)

交通のご案内

地下鉄

四ツ橋線 **四ツ橋駅** 2番出口より徒歩3分

御堂筋線・長堀鶴見緑地線 **心斎橋駅**  
より徒歩8分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT  
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。